

第 25 回商標審査基準ワーキンググループでの指摘事項と改訂案

平成 30 年 9 月

1. 「元号」に関する商標について

(第 25 回改訂案)

八、第 3 条第 1 項第 6 号（前号までのほか、識別力がないもの）

4. 元号を表示する商標について

商標が、例えば、会社の創立時期、商品の製造時期、その他の日付・期間を表示するものとして一般的に使用されている等、元号として認識されるにすぎない場合は、本号に該当すると判断する。

(第 26 回改訂案)

八、第 3 条第 1 項第 6 号（前号までのほか、識別力がないもの）

4. 元号を表示する商標について

商標が、元号として認識されるにすぎない場合は、本号に該当すると判断する。

元号として認識されるにすぎない場合と判断する考慮要素としては、例えば、元号が会社の創立時期、商品の製造時期、過去の出来事の日付・期間を表示するものとして一般的に用いられていることが考えられる。

(1) 第 25 回商標審査基準ワーキンググループでの指摘事項

- 「例えば、会社の創立時期、商品の製造時期、その他の日付・期間を表示するものとして一般的に使用されている等、」の記載について、「例えば、」と「等」は、意味が重複するので整理が必要である。

- この基準が適用される趣旨を書いた上で、具体例を記載する表記にするほうが、他の基準の記載との整合性がとれた記載となる。

例；「商標が、元号として認識されるにすぎない場合は、本号に該当すると判断する。」とした上で、「例えば、会社の創立時期・・・として一般に使用されている」等の記載とする。

(2) 指摘事項への対応

- 「例えば、」と「等、」の記載の重複を解消し、趣旨を先に記載する修正を行う。

2. 品種登録出願の品種の名称の品種登録を阻害する意図がある悪意の商標出願への対応について

(第 25 回改訂案)

六、第 4 条第 1 項第 7 号（公序良俗違反）

2. 本号に該当する例

①～⑥略

⑦ 品種登録出願中の品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗若しくはこれに類似する商品若しくは役務、又はその品種に係る収穫物若しくはこれに類似する商品若しくは役務について使用をするものについて、その品種登録出願の出願公表後に商標登録出願をし、当該商標登録出願に当該品種の名称の品種登録を阻害する目的があると認められる場合。

(第 26 回改訂案)

六、第 4 条第 1 項第 7 号（公序良俗違反）

2. 本号に該当する例

①～⑥略

⑦ 品種登録出願中の品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗若しくはこれに類似する商品若しくは役務、又はその品種に係る収穫物若しくはこれに類似する商品若しくは役務について使用をするものについて、品種登録出願後に商標登録出願をし、当該商標登録出願に当該品種の名称の品種登録を阻害する目的があることが、情報の提供等により得られた資料から認められる場合。

(1) 第 25 回商標審査基準ワーキンググループでの指摘事項

- ・この基準案の趣旨からすると、「品種の名称の公表後」に限定する必要はなく、公表前であっても、悪意の商標出願であれば、適用される必要がある。具体的には「品種の名称の公表後」を「出願を知って」と記載する。
- ・「阻害する目的」については、具体的に「情報提供があった場合」「客観的に明らかなとき」など、適用される状況を記載する。

(2) 指摘事項への対応

- ・「出願公表後に」を「品種登録出願後に」の記載に修正する。
- ・情報提供等から得られた資料により阻害する目的があることが認められることを明示する修正を行う。

資料 1

3. 商標審査の質に関するユーザー評価調査報告書を踏まえた識別力に関する更なる基準の明確化について

(第 25 回改訂案)

五、第 3 条第 1 項第 3 号（商品の産地、販売地、品質その他の特徴等を表示又は役務の提供場所、質その他の特徴等の表示）

1. 「商品の産地、販売地・・・数量若しくは価格」（以下「商品又は役務の特徴等」という。）について

商標が、その指定商品又は指定役務に使用されたときに、取引者又は需要者が商品又は役務の特徴等を表示するものと一般に認識する場合、本号に該当すると判断する。

一般に認識する場合とは、商標が商品又は役務の特徴等を表示するものとして、一般に用いられている実情を要するものではない。

（1）～（3）略

(第 26 回改訂案)

五、第 3 条第 1 項第 3 号（商品の産地、販売地、品質その他の特徴等を表示又は役務の提供場所、質その他の特徴等の表示）

1. 「商品の産地、販売地・・・数量若しくは価格」（以下「商品又は役務の特徴等」という。）について

商標が、その指定商品又は指定役務に使用されたときに、取引者又は需要者が商品又は役務の特徴等を表示するものと一般に認識する場合、本号に該当すると判断する。

一般に認識する場合とは、商標が商品又は役務の特徴等を表示するものとして、現実に用いられていることを要するものではない。

（1）～（3）略

（1）第 25 回商標審査基準ワーキンググループでの指摘事項

- ・「一般に用いられている実情」の文言について、「G E O R G I A」の最高裁判決の記載に合わせ「現実に用いられていること」の記載とする。
- ・判断が客観的に行われることを担保するため、「一般に用いられている実情」の前に「商標を構成する語と同一商標が」等の文言を入れて、この規定が一定の基準をもって適用される状況をつくる。

（2）指摘事項への対応

- ・「現実に用いられていること」の記載に修正する。
- ・「商標を構成する語と同一商標が」等の文言を追加については、「一般に認識する場合とは、」の後にある「商標が」と内容が重複する。

【参考】

商標審査の進め方

2. 各論

2－3 登録要件に関する調査・検討

(2) 識別力の有無調査・検討

本願商標が自他商品・役務の識別力を有するか否かは、その商標を使用する指定商品・指定役務との関係が極めて重要である。「2－1 商標の認定」の項で把握した内容に基づき、商標全体及び商標を構成する各々の文字や図形等について、「2－2 (1) 指定商品・指定役務の表示の明確性・適切性の検討」の項で認定した指定商品・指定役務との関係に照らして、需要者・取引者がどのような意味を認識するのかの調査を行い、商品・役務の普通名称や慣用商標に該当するか否か、品質等を表す商標に該当するか否か等について検討を行う。

調査に際しては、辞書・辞典、書籍、雑誌、新聞記事及びインターネット等の各種媒体を利用し、本願商標及び本願商標を構成する各々の文字や図形等が商品・役務との関係において、どのような文脈において、どのような意味で、どのような態様で使用されているか等、その商品又は役務又はそれらの業界における取引の実情とともに調査を行う。特にインターネットを利用して調査を行う場合には、ウェブサイト等において使用されている標章が出願人本人による使用か否か等、情報の信ぴょう性や明確性につき、調査した内容を精査することに留意する。

(https://www.jpo.go.jp/seido/shohyo/seido/kijun/guideline/pdf/index/sinsa_susumekata.pdf)

4. 分割の条文修正、書換に係る基準の削除について

第 10 条（出願の分割）

第十条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合であつて、かつ、当該商標登録出願について第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料を納付している場合に限り、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができます。

2 省略

附則第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 11 条、第 12 条及び第 24 条（書換）

削除

第 25 回商標審査基準ワーキンググループでの指摘事項はなかった。